

## なんとかしてほしいこと

法律事務所職員

菅野 夏実

法律事務所で働いて8年目だが、なんとかならないものかと、思うことがいくつかある。そのうちの次の2点については、是非弁護士のみなさんに聞いていただきたい。

**国選事件の実費について**

法律事務所の事務員として働きだして間もない頃、国選事件の記録謄写の領収書を裁判所に提出した時、「お支払いできるかはわかりませんよ」と言われ、驚いた。刑事事件で十分な弁護活動をしようと思えば、情報収集のため記録謄写は必要なもので、その費用は当然支払われるものと思っていたからだ。支払われない場合の理由は何なのか、必要ない記録謄写を弁護士が勝手にやったという理屈なのか、納得がいかなかった。

2006年10月、日本司法支援センターが国選弁護人の指名通知業務を行なうようになって、今度こそ、記録謄写料は全額支払っていただけるとも思っていた。期待はずれだった。200枚以上謄写した時にかぎり、その超えた枚数のみ支払われるという。刑事事件は検察の謄写センターで謄写することがほとんどで、一枚35円である。7000円までは国はお金を出さないということだが、なぜこんな制限がついたのか疑問である。将来は全額支払うことを検討しているとも聞いたが、是非そうしていただきたい。

裁判の時や接見に行った時などの交通費についても、額の多少にかかわらず同様に全額支払われるべきだと思う。弁護士のみなさんは、そう思わないのだろうか。

**弁護士会の会議室の利用申し込み等について**

私の働いている事務所は地裁八王子支部の仕事が多いので、事務員が霞が関の裁判所に行くことはあまりない。しかし、急に弁護士会館の会議室を予約するよという指示が弁護士からでることはよくある。第二東京弁護士会は電話予約ができるが、東京弁護士会ではできない。会議室の予約をとりに行くだけのために霞が関まで行かなくてはならない。なんとも不合理だ。何度か電話で予約をとれるようにしてほしいとお願した。そのたびに、弁護士会の会員の方、つまり弁護士の多くからそのような意見ができれば、検討するとの回答だったと記憶している。

この話を別の法律事務所で働く事務員仲間にしたところ、その事務所では、会議室の使用の直前に予約をとるようにとの指示がでるそうである。しかし、3日前までの予約しか受け付けないと言われ、会場が空いているのに予約がとれなかったと嘆いていた。また、予約の受付時間の4時45分に何分か間に合わず予約がとれなかったとき、せめて5時までやってほしいと思ったとも言っていた。会場費の支払いも、振り込みなどでもできるようになれば、なお便利である。

東京弁護士会からの原稿依頼に、当該弁護士会への意見を書くのは勇気がいったが、弁護士会の会員でない私たち事務員に与えられたこの誌面を借りて、意見を述べさせていただいた。そして、弁護士のみなさんが、私たち事務員の意見も検討する弁護士会にしてくださることを確信している。